

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 多様な幼児教育を保障していくために市は取組を

質問要旨

2019年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」から2年目を迎えようとしています。当時は行政や幼稚園、保育園そして通園させる保護者にとっても混乱しながらのスタートでした。無償化の対象となるのは3歳から5歳までの認可保育園、幼稚園、認定こども園、都道府県等に届出を行い指導監督の基準を満たす認可外保育施設などを利用する子どもたちの利用料です。また、5年間の経過措置として指導監督の基準を満たすことを条件に届出を行った認可外保育施設も無償化の対象となりました。

一方で自由な保育や教育、自主的な運営を行っている幼稚園類似施設等は無償化の対象になっていません。このような幼稚園類似施設や指導監督の基準を満たしていない認可外保育園であっても園の保育指針に魅力を感じて入園する場合の他、待機児童や幼稚園に入れなかった障がい児などの受け皿になっているケースもあります。

2021年度から 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援が、子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業(いわゆる13事業)に追加されました。

保育の質を担保しつつ地域にとって重要な役割を果たす多様な幼児教育を保障するために市の取り組み状況について以下質問をします。

1. 小平市内に幼保無償化の対象となっていない幼稚園類似施設等はいくつありますか。
2. 5年以内に東京都の基準を満たすことを条件に幼保無償化の届出をした市内の施設はいくつありますか。
3. 市が幼児養育費の補助をおこなっている対象施設は市内外あわせて何施設ありますか。
4. 2021年度から事業に追加された「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」は自治体の手上げ方式であり、小平市として取り組むことについて市の見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2021年 8 月 30 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 山崎 とも子

受付番号【 】

26	25	24	23

-(/)